

2001年（平成13年）3月22日 仲裁センター運営委員会決議

2009年（平成21年）2月26日 改正

2009年（平成21年）3月16日 理事者会承認

2009年（平成21年）11月4日 改正

あっせん人・仲裁人等の出張日当に関する取り扱い指針

和解あっせん・仲裁事件の審理の必要上、あっせん人・仲裁人等が遠隔地に出張し、期日を開催する例がある。この場合のあっせん人、仲裁人、専門家委員ならびに補助者（以下「仲裁人等」という。）の1日あたりの出張日当について、今後、以下の基準によって取り扱うこととする。

なお、出張日当は、仲裁手続及び和解あっせん手続細則第47条第1項の費用として取り扱う。

1 出張日当を支払う場合

- (1) 当事者双方が事件について、仲裁人等の出張を求めたとき。
- (2) 当事者の一方が仲裁人等の出張を求め、他方当事者がこれに異議を述べないとき。
- (3) 当事者の一方が仲裁人等の出張を求め、仲裁人等がこれを相当と認めたとき。
- (4) 仲裁人等が事件の審理の必要上出張し、期日を開催もしくは証拠調べをおこなうことが必要不可欠と認めたとき。

2 場所的範囲

弁護士会館を起点とし50キロメートルを超える場所

3 日当額の基準

(1) あっせん人・仲裁人

- | | |
|-------------------|------|
| ① 拘束時間が5時間以上7時間まで | 金5万円 |
| ② 拘束時間が7時間以上9時間まで | 金7万円 |
| ③ 拘束時間が9時間以上 | 金9万円 |

(2) 専門家委員・補助者

- | | |
|-------------------|----------|
| ① 拘束時間が5時間以上7時間まで | 金2万5000円 |
| ② 拘束時間が7時間以上9時間まで | 金3万5000円 |
| ③ 拘束時間が9時間以上 | 金4万5000円 |

4 出張日当の負担者

出張日当は、当事者が負担することとし、負担割合は、あっせん人・仲裁人が定める。

5 その他

交通費・宿泊費は実費を当事者が負担する。